

事務連絡  
令和3年9月16日

保険医療機関  
保険薬局 各位

京都府国民健康保険団体連合会

光ディスク等による診療（調剤）報酬の請求に係る添付書類について

平素は、弊会業務にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、光ディスク等による診療（調剤）報酬の請求分につきましては、京都府管内分は「診療（調剤）報酬請求書兼総括表」を、他府県分は「診療（調剤）報酬総括表」を添付して提出いただくようお願いしていましたが、令和3年10月提出分より「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」のとおり、別添「光ディスク等送付書」のみ添付して提出していただきますようお願い申し上げます。

ただし、書面（紙レセプト）による請求がある場合は、従来どおり総括表の添付が必要です。

なお、令和3年12月提出分までは猶予期間とさせていただき、「光ディスク等送付書」の添付なく総括表の添付でも受付をいたしますが、令和4年1月提出分からは、必ず「光ディスク等送付書」を添付のうえ請求いただきますようお願いいたします。

※この事務連絡は事務処理の都合上、オンライン請求及び書面による請求を届出されている保険医療機関（薬局）へも送付しておりますので、お手数ですが破棄願います。

【医科・調剤】

担当係	電話番号	行政区
審査第一課 第一係	075-354-9030	東山区・伏見区・西京区・宇治市・相楽郡・船井郡・綾部市・福知山市・八幡市・木津川市
審査第一課 第二係	075-354-9031	北区・上京区・中京区・下京区・乙訓郡・久世郡・綴喜郡・亀岡市・宮津市・長岡京市・京丹後市
審査第一課 第三係	075-354-9028	南区・左京区・右京区・山科区・与謝郡・舞鶴市・城陽市・向日市・京田辺市・南丹市

【歯科】

担当係	電話番号	行政区
審査第二課 第一係	075-354-9029	全行政区